ShoEi
SHOEI FOODS CORPORATION

第73期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年１月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所 浅草ビューホテル４階
飛翔の間
東京都台東区西浅草３丁目１７番１号

【目　次】

招集ご通知 …… 1
議決権行使方法のご案内 …… 2
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 8
連結計算書類 …… 21
計算書類 …… 23
監査報告書 …… 25

正栄食品工業株式会社

証券コード：8079

招 集 ご 通 知

株 主 各 位

(証券コード：8079)
2021年1月13日
東京都台東区秋葉原5番7号
正栄食品工業株式会社
代表取締役社長 本 多 市 郎

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページに記載の「議決権行使方法のご案内」に従って2021年1月27日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2021年1月28日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都台東区西浅草3丁目17番1号
浅草ビューホテル　4階　飛翔の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報告事項
1. 第73期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　**第1号議案**　剰余金の処分の件
第2号議案　監査役2名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎「事業報告の業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」ならびに「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.shoeifoods.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部です。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.shoeifoods.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席いただける場合

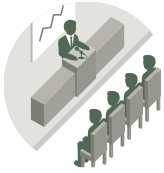

株主総会日時 2021年１月28日(木曜日)午前10時開催
(受付開始：午前９時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合

郵送によるご行使

行使期限 2021年１月27日(水曜日)午後5時20分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください

行使期限 2021年１月27日(水曜日)午後5時20分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

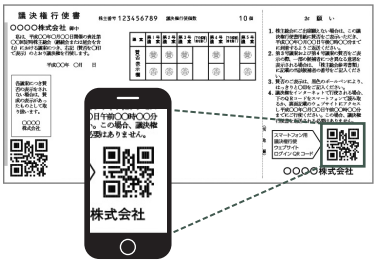

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

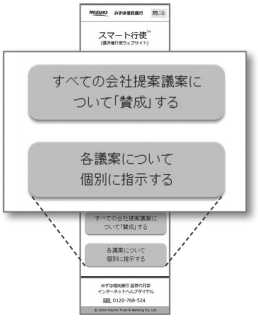

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

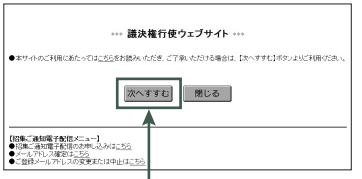

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

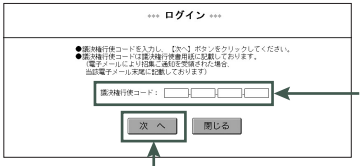

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

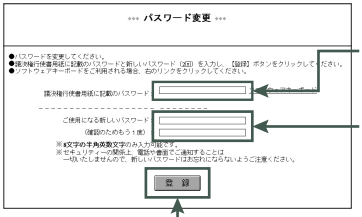

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　平日午前9時～午後9時)

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部(下記)**までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120-768-524**(受付時間 午前9：00～午後9：00　土日休日を除く)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120-288-324**(受付時間 午前9：00～午後5：00　土日休日を除く)

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第73期の期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的な配当を維持することを基本方針とし、また、中長期的な成長を実現するための事業投資と、内部留保の水準等を考慮して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	**配当財産の種類**		**金銭といたします。**
2	**配当財産の割当てに関する事項およびその総額**	当社普通株式 配当総額	**１株につき24円** **403,809,240円**
3	**剰余金の配当が効力を生じる日**		**2021年１月29日**

第２号議案　監査役２名選任の件

現任監査役田代幾久氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、今後の監査機能の一層の強化を図るため社外監査役１名を増員し、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

よし だ　けいぞう
吉田　恵造

■ 生年月日
1961年７月26日生

■ 所有する当社の株式の数
― 株

新　任

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1985 年 4 月　第一生命保険相互会社（現　第一生命保険㈱）入社
2007 年 4 月　同社　運用企画部　部長
2014 年 4 月　同社　特別法人部　部長
2017 年 4 月　当社　監査室顧問
2018 年10月　当社　海外事業部　中国事業担当部長
2020 年11月　当社　経営企画部　中国事業担当部長（現任）

■ 監査役候補者とした理由

吉田恵造氏は、大手生命保険会社にて本社の運用・国際部門などの部長職を歴任され組織運営の経験を持たれており、また当社でも内部監査や中国事業担当部長を経験されていることから、当社経営の健全性・適格性に必要な監査機能を期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

あいかわ　たかし
相川　高志

■ 生年月日
1970年4月22日生

■ 所有する当社の株式の数
― 株

新　　任

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1997年11月　城東監査法人入所
2001年 3月　新創監査法人入所
2003年 4月　公認会計士登録
2015年 4月　新創監査法人　代表社員（現任）
2017年 7月　株式会社ボンマックス　監査役
2020年10月　日本公認会計士協会　中小事務所等施策調査会　会計専門委員会　専門委員（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由
相川高志氏は、公認会計士の資格を有しており、他社における社外監査役の経験もあり、長年に亘り培われてきた、知識・経験等を当社の監査機能にいかしていただきたく、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

[重要な兼職の状況]
○新創監査法人　代表社員

（注）1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.相川高志氏は社外監査役候補者であります。
3.監査役候補者および社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）社外監査役候補者の独立性について
候補者相川高志氏の選任が承認された場合、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定される予定であります。
（2）監査役および社外監査役との責任限定契約について
監査役候補者吉田恵造および社外監査役候補者相川高志の両氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条の第1項の損害賠償責任を限定する契約を新たに締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染封じ込めを目的とした移動や外出制限などにより経済活動は大きな打撃を受けました。食品業界におきましては、土産物、外食がマイナスの影響を受ける一方、食品スーパー、通販、持ち帰りなどが売り上げを伸ばすなど、消費者の購買行動の変化への対応が重要となりました。

このような状況にあって当社グループは、国内外のグループ生産工場製品の販売増強を図るとともに、安心・安全な生産体制やリテール事業の強化に向けた設備投資を行ってまいりました。

これらの結果、売上面については、食品スーパー、ドラッグストアなど新たな販路を開拓し、菓子・リテール食品はファミリー向け商品や健康志向への訴求などで堅調に推移しましたが、外食業界向けや、オフィス街、観光地向けの食材への原材料売上が減少したことなどから、当連結会計年度の連結売上高は、1,005億72百万円（前期比95.0%）となりました。

利益面につきましては、利益率の高い付加価値商品が好調に推移したことから、営業利益は41億97百万円（前期比102.6%）、経常利益は43億８百万円（前期比107.1%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は27億97百万円（前期比105.5%）となりました。

次に、事業の部門別概況をご報告いたします。

＜乳製品・油脂類＞

飲料向けの原料やバターなどの新たな販路を拡大しましたが、新型コロナウイルスの影響による外出自粛等により期の後半にはバター・粉乳の需要が減少し、これまで伸びてきた輸入乳製品売上が鈍化しました。また国内生産の練乳類などの販売が減少となりました。これらの結果、乳製品・油脂類売上高は346億23百万円（前期比96.3%）となりました。

＜製菓原材料類＞

焼き菓子加工品、フルーツ洋酒漬け、ペースト品などは堅調でしたが、新型コロナウイルスの影響により贈答用の栗製品や国内仕入品を中心にデパート、専門店、コンビニエンスストアで販売されている洋菓子向け原材料販売などが低調に推移しました。これらの結果、製菓原材料類売上高は154億53百万円（前期比91.3%）となりました。

＜乾果実・缶詰類＞

新型コロナウイルスの影響により学校給食や外食産業向け原材料販売が不調となり、また価格の低下も影響し日本国内での売上が減少となりました。また、海外では米国での売上は増加しましたが、中国では日本同様に新型コロナウイルスの影響から売上が減少となりました。これらの結果、乾果実・缶詰類売上高は316億63百万円（前期比90.6%）となりました。

＜菓子・リテール商品類＞

リテール商品については、在宅勤務や学校休校の影響で食品スーパーなどでの需要が拡大し健康志向も背景に順調に推移しました。菓子類についても積極的な販促活動が奏功しNB商品も順調に伸長し、PB、NBともに増収となりました。これらの結果、菓子・リテール商品類売上高は185億30百万円（前期比104.8%）となりました。

事業の部門別売上高

（単位：百万円）

事業の部門別		第 72 期 2018年11月1日から 2019年10月31日まで		第 73 期 2019年11月1日から 2020年10月31日まで		前期比増減額（△は減）	前期比増減率（△は減）
		売上高	構成比	売上高	構成比		
			%		%		%
食品事業	乳製品・油脂類	35,922	34.0	34,623	34.4	△1,298	△3.6
	製菓原材料類	16,920	16.0	15,453	15.4	△1,467	△8.6
	乾果実・缶詰類	34,948	33.0	31,663	31.5	△3,285	△9.4
	菓子・リテール商品類	17,667	16.7	18,530	18.4	862	4.8
	その他	339	0.3	299	0.3	△39	△11.6
	小計	105,798	100.0	100,569	100.0	△5,228	△4.9
その他		2	0.0	2	0.0	0	0.5
合計		105,800	100.0	100,572	100.0	△5,228	△4.9

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

当社グループの資金調達の状況につきましては、金融機関からの借り入れおよび自己資金でまかなっております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、56億18百万円であります。その主なものは、㈱京まろん坂東工場および㈱正栄デリシィ筑西工場の新工場に係る設備投資や、国内生産子会社における生産設備の効率化や品質管理を目的にした機械装置等の購入によるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、国内外から厳選された安全・安心な食品をお客様に提供することで新たな食文化を創造し社会に貢献することを目指しております。そのために、原料調達、生産・加工、流通・販売という一貫した機能を強化し、お客様の変化するニーズに的確にお応えしていくことを当社経営の基本方針としており、以下のような課題に前向きに取り組んでまいります。

① 安全・安心な食品への意識の向上

消費者の安全・安心な食品への意識は一層高まっており、食品衛生法改正により国際的な食品衛生上の管理手法であるHACCPに沿った衛生管理が制度化されています。当社でも一層の品質保証体制の強化を行ってまいります。

② 消費の鈍化、健康志向の上昇、感染症対応での生活様式の変化への対応

消費者の節約・低価格志向や少子高齢化により消費が伸び悩んでいる一方、新型コロナウイルス感染症により変化している生活様式や健康志向・免疫力強化などニーズが変化しております。これらのニーズに対応した商品開発・商品調達・商品提案の強化に注力してまいります。

③ 食品業界での競争の激化

食品流通分野では売り場面積の限られているコンビニエンス・ストアやドラッグ・ストアへのシフトが進み、企業の再編も進んでおります。食品メーカー間の競争も激化しておりますので、得意先の企画にタイムリーに対応できる在庫管理能力、商品開発力、提案力等の総合的な企業体力の充実に努めてまいります。

④ 食材価格変動の拡大と貿易の枠組みの変化

当社が得意とする食材輸入分野では、気候変動の深刻化や為替変動による輸入品価格の変動が拡大しております。また、米中間での貿易摩擦に加え、TPP11、日米貿易協定、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）など、貿易の枠組みが変化しております。海外仕入先との連携などにより、安定調達力の強化を推進いたします。

⑤ 人手不足等によるコストアップとデジタル技術の進歩

人手不足等により人件費や物流費が上昇していることから、コストをカバーできる高付加価値商品へのシフトが必要となっております。また、生産部門でも機械化などによる省人化により、人手に依存せずに安定的に商品が供給できる体制の構築が重要となっております。一方、デジタルテクノロジーの進歩により効率化の選択肢が増加しておりますので、これらの活用などによる効率化に努めてまいります。

⑥　ESG経営の推進

ESG（環境Environment、社会Social、企業統治Governance）の分野での企業の取り組みに関する社会からの要請が高まっています。また、地球温暖化、気候変動の深刻化などを背景に自然災害が多発化しており、ESG のうちE（環境）について世界全体で取り組むべき重要課題として注目が高まっています。環境への配慮を進めることで持続可能な社会への貢献を目指してまいります。

⑦　グループ内部統制、グループ・ガバナンス・システムの強化

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」が経済産業省から発表されており、グループとしての中長期的な企業価値向上のためには、グループとしての適切なリスク管理と内部統制システムの構築・運用が課題とされています。当社グループでも、国内外子会社での職務分掌の明確化、相互牽制、社内規程の整備・周知・徹底、コンプライアンス研修の実施等により、内部統制強化を図ってまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 70 期 2017年10月期	第 71 期 2018年10月期	第 72 期 2019年10月期	第 73 期 (当連結会計年度) 2020年10月期
売　上　高（千円）	103,349,922	106,594,986	105,800,816	100,572,710
経　常　利　益（千円）	5,462,833	4,885,294	4,020,874	4,308,596
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,677,056	3,373,175	2,651,790	2,797,785
1株当たり当期純利益（円）	215.66	198.56	156.45	166.00
純　資　産（千円）	36,985,660	38,700,497	39,931,833	41,152,323
総　資　産（千円）	66,252,734	70,681,783	75,626,005	76,582,973
1株当たり純資産額（円）	2,125.11	2,238.09	2,310.96	2,399.00

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第72期の期首から適用しており、第71期の総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
筑波乳業株式会社	千円 247,500	% 83.6	乳製品類の製造・販売およびナッツ類の加工・販売
株式会社京まろん	35,000	100.0	瓶・缶詰類の製造・販売およびナッツ類の加工・販売
株式会社ロビニア	10,000	100.0	菓子類の製造・販売
株式会社イワサ	22,000	84.5	製菓材料類の仕入・販売
株式会社正栄デリシィ	100,000	100.0	菓子類の仕入・製造・販売
SHOEI FOODS (U.S.A.),INC.	千米ドル 23,050	100.0	農産物輸出入・販売、農園経営および果実類の加工・販売
青島秀愛食品有限公司	千米ドル 14,600	100.0	農産物の加工および販売
延吉秀愛食品有限公司	千米ドル 8,062	100.0	同上
上海秀愛国際貿易有限公司	千米ドル 6,000	100.0	加工食品の仕入・販売
香港正栄国際貿易有限公司	千香港ドル 2,000	100.0	同上

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業は、原料乳製品・油脂類、製菓原材料類、乾果実・ナッツ類、缶詰類、菓子・リテール商品類などの輸入および生産ならびに卸販売を行っております。その他に不動産賃貸業を行っております。

部門別の主要取扱品は次のとおりであります。

部　門	取扱品目	主要取扱品目名
食品事業	乳製品・油脂類	粉乳、練乳、バター、チーズ、ソフトクリームミックス、乳糖、カゼイン、製菓・冷菓・製パン用油脂各種、マーガリン類、ショートニング等
	製菓原材料類	製菓用チョコレート各種、フルーツ加工品、卵加工品、栗製品、和菓子材料、起泡剤、製菓用洋酒、糖化製品、乳化剤、香料、砂糖、小麦粉等
	乾果実・缶詰類	乾燥果実・ナッツ各種（レーズン、プルーン、アーモンド、クルミ、ココナッツ等)、缶詰各種（パインアップル、みかん、黄桃、コーン、筍、トマト等)、業務用食品等
	菓子・リテール商品類	チョコレート菓子、ビスケット、クッキー、小袋ドライフルーツ・ナッツ（プルーン、アーモンド、クルミ等)
	その他	包装資材 その他
その他	不動産賃貸	貸ビル

(12) 主要な営業所および工場

当社本社	東京都台東区秋葉原５番７号
国内営業拠点	本社（東京都台東区)、関西支店（大阪市淀川区)、九州支店（福岡市東区)、札幌支店（札幌市白石区)、仙台支店（仙台市若林区)、新潟支店（新潟市中央区)、名古屋支店（名古屋市中区)、広島支店（広島市安佐南区)、筑波乳業㈱（茨城県石岡市)、筑波乳業㈱営業本社（東京都千代田区)、㈱正栄デリシィ（東京都台東区)、㈱イワサ（福岡市博多区)

国内生産拠点	筑波乳業㈱石岡工場（茨城県石岡市）、筑波乳業㈱玉里工場（茨城県小美玉市）、㈱正栄デリシィ筑西工場（茨城県筑西市）、㈱京まろん水海道工場（茨城県常総市）、㈱京まろん天草工場（熊本県天草市）、㈱ロビニア坂城工場（長野県埴科郡）
海外拠点	SHOEI FOODS(U.S.A.),INC.（米国カリフォルニア州） 上海秀愛国際貿易有限公司（中国） 香港正栄国際貿易有限公司（中国） 青島秀愛食品有限公司（中国） 延吉秀愛食品有限公司（中国）

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,412（748）名	56名増

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,573,301千円
株式会社三菱UFJ銀行	5,241,179
農林中央金庫	5,179,489

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　48,585,000株

(2) 発行済株式総数　17,100,000株（自己株式 274,615株を含む。）

(3) 株主数　20,149名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
本多興産有限会社	1,322千株	7.8%
正栄プラザ株式会社	1,321	7.8
正栄食品取引先持株会	756	4.4
本多秀光	619	3.6
株式会社みずほ銀行	545	3.2
本多市郎	485	2.8
株式会社三菱UFJ銀行	456	2.7
株式会社明治	428	2.5
第一生命保険株式会社	419	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	363	2.1

（注）持株比率は自己株式（274,615株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2020年10月31日現在）

（1）取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	本多市郎		
代表取締役副社長	本多秀光		
専務取締役	中島豊海	生産本部長	株式会社正栄デリシィ　代表取締役社長
専務取締役	藤雄博周	管理本部長 兼総務部長	
常務取締役	藤川敬三	営業本部長 兼原料二部長	
取締役	原田和彦	経理部長	
取締役	武井正美	品質保証部長	
取締役	加納一徳	経営企画室長	
取締役	前田恭宏	商品本部長	
取締役	坂口健	営業副本部長兼 原料一部長	
取締役	山口和里	商品副本部長 兼海外事業部長	青島秀愛食品有限公司　董事長 延吉秀愛食品有限公司　董事長
取締役	埴原義夫		
取締役	甲斐隆		
取締役	井上浩義		
常勤監査役	田代幾久		
監査役	徳永信		宗和税理士法人代表社員
監査役	遠藤喜佳		

（注）1. 取締役埴原義夫、甲斐　隆および井上浩義の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役徳永　信および遠藤喜佳の両氏は、社外監査役であります。
3. 2020年１月30日開催の第72期定時株主総会において井上浩義氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
4. 2020年1月30日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって取締役原　啓康氏が任期満了により退任いたしました。

5. 常勤監査役田代幾久氏は、生命保険会社において財務関連業務における豊富な経験や他業界に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役徳永　信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役遠藤喜佳氏は、大学教授として会社法務および企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
なお、取締役埴原義夫、甲斐　隆、井上浩義および監査役徳永　信、遠藤喜佳の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額	摘　要
取締役 (うち社外取締役)	15名 (4)	198,350千円 (15,950)	
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	24,600 (8,400)	
合　計	18	222,950	

(注) 1. 株主総会の決議による 取締役報酬限度額 年額 260,000千円 (うち社外取締役分 20,000千円)
(2018年1月30日株主総会決議)
監査役報酬限度額 年額 40,000千円 (1994年1月28日株主総会決議)

また、この報酬等の額とは別枠として、2020年1月30日開催の第72期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額80,000千円以内と決議いただいております。

2. 上記の金額には使用人兼務役員の使用人給与相当額77,082千円は含まれておりません。
3. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として取締役11名に対し6,000千円を計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先
監　査　役	徳　永　　信	宗和税理士法人代表社員

上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	埴原義夫	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、上場会社での監査役の経験と証券界に関する豊富な経験・見地から、経営全般にわたり、助言・提言を行っております。
取締役	甲斐　隆	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、大手商社の食品部門での高い見識と豊富な経験を有し、また、内部監査部の検査役およびグループ企業での監査役を歴任するなどの経験から、経営全般にわたり、助言・提言を行っております。
取締役	井上浩義	社外取締役就任後に開催された取締役会６回中４回に出席し、大学教授として医療放射線の第一線で活躍されると共に、医療用薬および機能性食品を長年にわたり研究され、特にナッツを中心とした油研究の第一人者であり、専門領域からの助言を行っております。
監査役	徳永　信	当事業年度開催の取締役会10回・監査役会17回の全てに出席し、公認会計士および税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な助言を行っております。
監査役	遠藤喜佳	当事業年度開催の取締役会10回・監査役会17回全てに出席し、大学教授として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な助言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役の全員との間で、会社法第427条第１項の規定ならびに当社定款第32条および第43条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

イ．公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬

61,800千円

ロ．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

61,800千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2020年10月31日現在）

単位：千円（未満切捨）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**46,441,151**	**流動負債**	**28,355,347**
現金及び預金	9,426,858	支払手形及び買掛金	9,970,677
受取手形及び売掛金	19,739,637	短期借入金	10,144,481
商品及び製品	13,144,770	1年内返済予定の長期借入金	3,102,646
仕掛品	649,076	未払金	2,347,661
原材料及び貯蔵品	2,139,529	未払法人税等	865,861
前渡金	296,262	賞与引当金	883,376
その他	1,049,597	役員賞与引当金	14,617
貸倒引当金	△4,581	その他	1,026,026
固定資産	**30,141,821**	**固定負債**	**7,075,302**
有形固定資産	**24,380,550**	長期借入金	5,588,697
建物及び構築物	11,064,165	繰延税金負債	146,988
機械装置及び運搬具	6,048,055	退職給付に係る負債	779,310
工具、器具及び備品	255,236	役員退職慰労引当金	90,193
土地	3,555,166	その他	470,113
リース資産	143,659	**負債合計**	**35,430,649**
建設仮勘定	3,103,868	純資産の部	
その他	210,397	**株主資本**	**38,858,488**
無形固定資産	**227,071**	**資本金**	**3,379,736**
ソフトウェア	102,409	**資本剰余金**	**3,048,959**
その他	124,662	**利益剰余金**	**33,379,214**
投資その他の資産	**5,534,199**	**自己株式**	**△949,422**
投資有価証券	3,077,336	**その他の包括利益累計額**	**1,505,694**
関係会社株式	245,588	**その他有価証券評価差額金**	**1,416,533**
保険掛金	78,949	**繰延ヘッジ損益**	**△47,858**
長期前払金	1,303,436	**為替換算調整勘定**	**180,300**
繰延税金資産	465,027	**退職給付に係る調整累計額**	**△43,280**
その他	518,441	**非支配株主持分**	**788,140**
貸倒引当金	△154,578	**純資産合計**	**41,152,323**
資産合計	**76,582,973**	**負債純資産合計**	**76,582,973**

連結損益計算書（2019年11月1日から2020年10月31日まで）

単位：千円（未満切捨）

科　目	金　額	
売上高		**100,572,710**
売上原価		**84,400,164**
売上総利益		**16,172,546**
販売費及び一般管理費		**11,975,066**
営業利益		**4,197,479**
営業外収益		
受取利息	5,213	
受取配当金	71,278	
持分法による投資利益	26,295	
保険配当金	15,853	
受取保険金	56,694	
出資分配金	64,739	
その他	80,901	320,975
営業外費用		
支払利息	189,259	
為替差損	607	
その他	19,992	209,858
経常利益		**4,308,596**
特別利益		
投資有価証券売却益	9,787	
固定資産売却益	1,347	11,134
特別損失		
固定資産解体費用	152,090	
減損損失	34,134	
固定資産除却損	23,467	
固定資産売却損	93	209,785
税金等調整前当期純利益		**4,109,945**
法人税、住民税及び事業税	1,536,909	
法人税等調整額	△258,413	1,278,496
当期純利益		**2,831,449**
非支配株主に帰属する当期純利益		33,663
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,797,785**

貸借対照表（2020年10月31日現在）

単位：千円（未満切捨）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**37,218,489**	**流動負債**	**26,264,164**
現金及び預金	5,183,956	買掛金	9,806,431
受取手形	1,056,157	短期借入金	10,559,845
売掛金	17,258,934	１年内返済予定の長期借入金	3,000,000
商品	7,701,011	リース債務	48,058
輸入未着品	2,094,028	未払金	1,294,374
前渡金	146,485	未払費用	180,884
関係会社短期貸付金	2,616,221	未払法人税等	759,061
未収入金	632,082	預り金	75,820
その他	531,544	賞与引当金	362,000
貸倒引当金	△1,933	その他	177,687
固定資産	**21,033,617**	**固定負債**	**5,939,687**
有形固定資産	**11,553,057**	長期借入金	5,100,000
建物	6,467,878	預り敷金及び保証金	100,428
構築物	162,743	リース債務	108,480
機械及び装置	10,147	繰延税金負債	168,661
車輌運搬具	0	退職給付引当金	205,157
工具、器具及び備品	44,929	その他	256,960
土地	2,792,497	**負債合計**	**32,203,852**
リース資産	143,659	純資産の部	
建設仮勘定	1,931,201	**株主資本**	**24,765,102**
無形固定資産	**96,512**	**資本金**	**3,379,736**
ソフトウェア	89,836	**資本剰余金**	**3,045,192**
電話加入権	6,675	資本準備金	3,042,770
投資その他の資産	**9,384,047**	その他資本剰余金	2,422
投資有価証券	2,812,825	**利益剰余金**	**19,289,596**
関係会社株式	3,174,800	利益準備金	523,872
出資金	9,485	その他利益剰余金	18,765,723
関係会社出資金	3,095,966	固定資産圧縮積立金	48,262
長期貸付金	4,923	別途積立金	11,710,000
保険掛金	78,949	繰越利益剰余金	7,007,460
その他	255,688	**自己株式**	**△949,422**
貸倒引当金	△48,591	**評価・換算差額等**	**1,283,151**
		その他有価証券評価差額金	**1,331,010**
		繰延ヘッジ損益	**△47,858**
		純資産合計	**26,048,254**
資産合計	**58,252,106**	**負債純資産合計**	**58,252,106**

損益計算書（2019年11月1日から2020年10月31日まで）

単位：千円（未満切捨）

科　目	金　額	
売上高		
商品売上高	85,059,207	
不動産賃貸収入	446,149	**85,505,357**
売上原価		
商品売上原価	75,449,896	
不動産賃貸収入原価	324,695	**75,774,592**
売上総利益		**9,730,765**
販売費及び一般管理費		**7,176,809**
営業利益		**2,553,955**
営業外収益		
受取利息	17,750	
受取配当金	105,226	
受取手数料	14,549	
受取保険金	13,694	
為替差益	14,419	
その他	18,487	184,128
営業外費用		
支払利息	141,886	
その他	13,228	155,114
経常利益		**2,582,969**
特別利益		
投資有価証券売却益	9,787	9,787
特別損失		
固定資産解体費用	136,100	
固定資産除却損	914	137,014
税引前当期純利益		**2,455,743**
法人税、住民税及び事業税	860,398	
法人税等調整額	△155,884	704,514
当期純利益		**1,751,229**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

正栄食品工業株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 野 雄 二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、正栄食品工業株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、正栄食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

正栄食品工業株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　島　拓　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　雄　二　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、正栄食品工業株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門(監査室)、その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月24日

正栄食品工業株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　田　代　幾　久　㊞

監　査　役　　徳　永　　信　㊞

監　査　役　　遠　藤　喜　佳　㊞

（注）監査役徳永信、監査役遠藤喜佳の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場

浅草ビューホテル4階 飛翔の間

東京都台東区西浅草3丁目17番1号　　電話：03－3847－1111（代表）

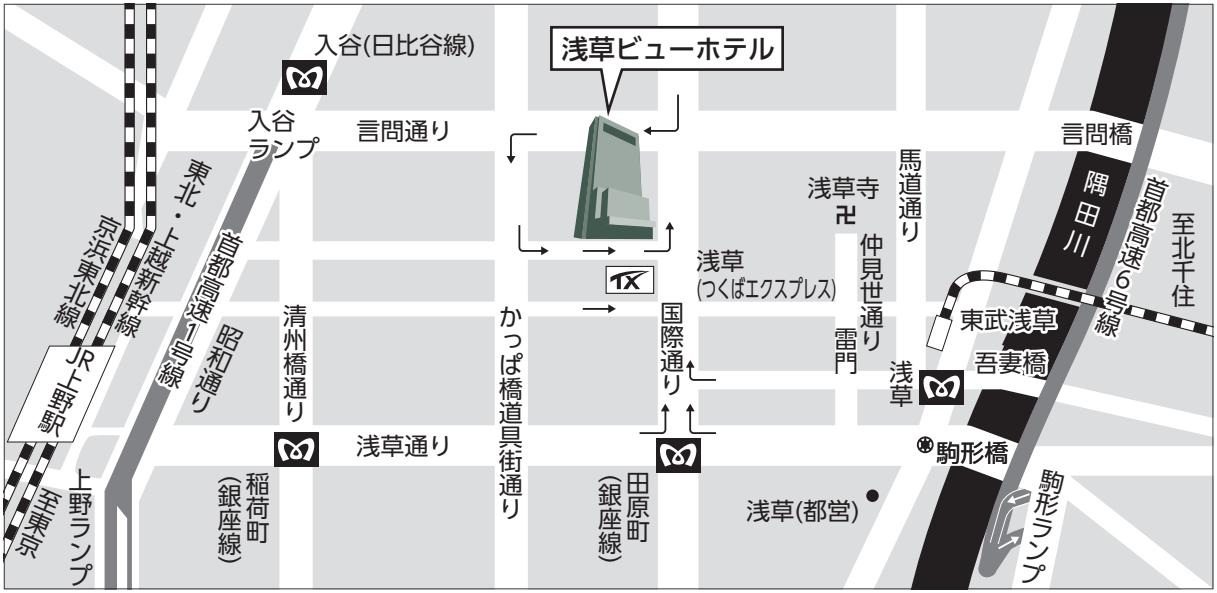

交通

首都圏新都市鉄道・つくばエクスプレス	「浅草駅」A２出口	徒歩１分
東京メトロ・銀座線	「田原町駅」３番出口	徒歩７分
都営地下鉄・都営浅草線	「浅草駅」A４出口	徒歩13分
東武鉄道・東武スカイツリーライン	「浅草駅」松屋出口	徒歩10分
ＪＲ「上野駅」タクシー５分		

定時株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。何卒ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

ShoEi
SHOEI FOODS CORPORATION

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。